

## TOPIC | 1 | BIMガイドライン改定へ 発注者メリットを明確化

「BIMガイドライン(建築分野におけるBIMの標準ワークフローとその活用に関するガイドライン)」の改定作業を進める建築BIM環境整備部会は、「発注者のメリットと役割」などを新たに盛り込む改定の方向性を示した。

BIMガイドラインは、2020年3月に策定。BIMのプロセス横断的な活用に向け、標準ワークフロー、BIMデータの受け渡しルール、想定されるメリットなどをまとめたが、発注者側が十分なメリットを感じていないことなどが普及のネックになっている。このため、今回の改定版では、発注者のメリットと役割を明確化する。

発注者のBIM活用目的の区分として、「発注者」が対象のプロセスマネジメントと、「発注者」に加え建物所有者、維持管理者、運用管理者などさまざまな関係者が対象とな

るアセットマネジメントの2つがあることを例示し、それぞれにおけるメリットと役割を明確化する。

また、発注者を支援するライフサイクルコンサルティング業務の重要性も新たに明記し、定義づけする。ライフサイクルコンサルティング業務について、ライフサイクルを通じた建物の価値向上のためにコンサルティングを行う業務として定義。具体的な業務として、データの利用等を通じた建物の価値向上に関する助言や、それを実現するための手法としてのBIM活用に関する助言等を行うものを想定した。

部会での議論を踏まえ、BIMガイドラインを追記修正し、3月24日に開催する建築BIM推進会議の承認を受けて、正式な改定版を公表する。

## TOPIC | 2 | 熱海市の土石流災害受け、「盛土規制法案」が閣議決定

静岡県熱海市で2021年7月に大規模な土石流災害が発生したことを踏まえ、政府は、危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成等規制法の一部を改正する法律案」(盛土規制法案)を閣議決定した。

現行の法制度では、盛土に関して一律の基準で規制する法律はなく、宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全などを目的とした各法律により開発を規制しているのが実情。

今回、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する。

改正案は、「スキマのない規制」、「盛土等の安全性の確保」、「責任所在の明確化」、「実効性のある罰則の措置」の4つの柱からなる。

「スキマのない規制」では、都道府県知事などに、土地の用途にかかわらず、盛土などにより人家などに被害を及

ぼしうる区域を規制区域として指定できる権限を持たせる。「盛土等の安全性の確保」では、盛土を行うエリアの地形・地質に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定する。「責任所在の明確化」では、盛土などが行われた土地について、土地所有者などが安全な状態に維持する責務を有することを明確化。「実効性のある罰則の措置」では、無許可行為や命令違反に対する懲役刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限(懲役2年以下、罰金100万円以下)より高い水準に強化する。

今年国会会期中の6月までに審議を経て同法を公布。公布日から1年以内に施行する。



熱海市の土石流災害では、土石流の起点に存在した、開発行為に基づく盛土が崩落が原因と見られている

今知りたい情報がここにある

住生活産業のための  
情報プラットフォーム

Housing Tribune Online premium

ハウジングトリビューン オンライン プレミアム

<https://htonline.sohjusha.co.jp/premium/>